

大学コンソーシアム京都 単位互換制度

大学コンソーシアム京都の単位互換制度とは、約50の加盟大学・短期大学において修得した授業科目の単位を自大学の単位として修得したものとみなされる制度です。現在では約50校の加盟校と協定を締結し、多くの学生が加盟校の講義を履修しています。

1. 出願手続き

(1) ガイダンス

オリエンテーション期間中に、「京学なび」に出願方法についての案内を掲示します。受講希望者は、期日までに、所定の出願手続きを行ってください。

(2) 出願方法

大学コンソーシアム京都のポータルシステム「e京都ラーニング」上でのオンライン出願となります。

まず、アカウントを作成してください。次に、受講希望科目の出願登録を行って、最後に、所定期日までに「履修登録出願票」を教務センターに提出します。

単位互換科目の登録・履修制限は、当該学年で3科目以内です。本学の履修登録制限単位数には含みません。

(3) 各科目の詳細

大学コンソーシアム京都ポータルシステム「e京都ラーニング」のWEBサイトで検索・閲覧してください。

2. 履修許可および履修手続き

大学コンソーシアム京都単位互換科目は、全科目定員制です。科目開設大学で書類選考等を実施し、履修可否は、出願時に登録したメールアドレス宛に通知されます。

履修許可を受けた場合、科目開設大学から指示された所定の手続きを行ってください。

3. 科目開設大学からの諸連絡

授業に関するお知らせ・休講・補講・試験等については、出願時に登録したメールアドレス宛に通知されます。また、大学コンソーシアム京都のWEBサイトにて、各自で確認してください。

4. 単位認定について（健康医療学部看護学科・言語聴覚学科除く）

履修登録が正しくできており、一定の要件を充たした場合は、単位が認定されます。受講した科目名に関わらず、本学の成績表には「単位認定（単位互換）」という科目名で表示されます。評価欄には単位認定を意味する「N」と表示され、点数は表示されません。認定された単位は、各学部のカリキュラムで規定されている範囲内で要卒単位に含まれます。

卒業年次の場合、科目開設大学からの成績通知が、本学の卒業判定に間に合わない場合があります。単位互換科目の単位認定の可否が、卒業判定に影響するような受講は避けてください。

5. 「大学コンソーシアム京都 インターンシップ・プログラム」について

例年5月頃に、一般の単位互換科目履修登録とは別に登録申請を受け付けます（年1回）。受講が許可され、一定の要件を充たした場合「インターンシップ」という科目名で単位認定されます。認定された単位は、各学部のカリキュラムで規定されている範囲内で要卒単位に含まれます。詳細は、キャリアサポートセンターに照会してください。